

大口町告示第48号

大口町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する  
要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱の一部  
を改正する要綱

大口町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱（平成23年大口町告示第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項本文中「第4条第1号」を「第3条第1号」に、「次の各号のいずれかに該当するもの」を「申請時において66歳以上の者で、過去に一度も定期予防接種又は本要綱による助成を受けたことがない者」に改め、同項ただし書き及び各号を削り、同条第2項中「第4条第2号」を「第3条第2号」に改める。

第3条第1号中「4,089円」を「4,046円」に、同条第2号中「8,089円」を「8,046円」に改める。

様式第1中

「

被接種者の氏名	生年月日	住所	対象区分
<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 大口町	<input type="checkbox"/> 75歳以上の方 <input type="checkbox"/> 66～74歳で障 がいをもつ方
<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 大口町	<input type="checkbox"/> 75歳以上の方 <input type="checkbox"/> 66～74歳で障 がいをもつ方

」

を

「

被接種者の氏名	生年月日	住所
<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 大口町
<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 大口町

」

に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。